

○船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示

(平成十年七月一日)

(運輸省告示第三百三十七号)

改正 平成一七年 四月二七日国土交通省告示第 四九九号

同 二一年 四月二七日同 第 四八七号

同 二二年 六月一八日同 第 六六八号

同 二八年一二月二六日同 第一四四〇号

船舶設備規程(昭和九年逡信省令第六号)第百十五条の二十三の二の規定に基づき、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示を次のように定める。

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、船舶設備規程(昭和九年逡信省令第六号。以下「規程」という。))において使用する用語の例による。

(船橋からの視界)

第二条 規程第百十五条の二十三の三第一項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。

一 ロールオン・ロールオフ旅客船の船橋における視界は、監視場所その他船橋内の前方を見ることのできる場所において、正船首方向から左右それぞれ九十度の範囲で、水平面から下方十度の方向の水面が明りように視認できるものであること。

二 全長が五十五メートル以上の船舶の船橋における視界は、次に掲げる要件(当該船舶のバラスト水の張排水中であつては、イ及びハに掲げる要件を除く。)に適合するものであること。

イ 監視場所において、正船首方向から左右それぞれ十度の範囲で、すべての使用状態において、船首より船舶の全長の二倍又は五百メートルのいずれか短い距離以上離れた水面が明りように視認できるものであること。ただし、ロに掲げる要件に適合する死角にあつては、この限りでない。

ロ 監視場所において、正船首方向から左右それぞれ九十度の範囲(操だ室内を除く。)における死角が、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 一の障害物による死角が十度を超えないものであること(監視場所から正船首方向に左右それぞれ十度の範囲では、五度を超えないものであること。)

(2) 死角の合計が、二十度を超えないものであること。

(3) 他の死角との間の角度が五度より大きいものであること。

ハ 船橋内から水平線が視認できる角度は、次の表の上欄に掲げる場所に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる角度より大きいものであること。

場所	角度
監視場所	正船首方向から左右いずれにも百十二・五度
操だ場所	正船首方向から左右いずれにも六十度
ウイング	正船首方向から当該ウイング側に百八十度、反対げんのウイング側に四十五度

ニ 船橋の左右いずれのウイングからも、当該ウイングのあるげん側の船側が明りょうに視認できること。

(平一七国交告四九九・平二一国交告四八七・平二二国交告六六八・一部改正)

(船橋に設ける窓)

第三条 規程第百十五条の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。

一 極海域航行船の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 雨水、海水等により水面の視認に影響を及ぼされない窓を船橋の前面に二以上設けていること。

ロ 監視場所の位置を複数にする場合その他の管海官庁が必要と認める場合にあっては、窓の枚数の追加その他の管海官庁が必要と認める措置を講じているものであること。

二 全長が五十五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 透明であり、かつ、視認を妨げるようなひずみのないものであること。

ロ 窓枠は、できる限り細いものとし、監視場所、操だ場所その他の船橋内で必要な作業を行う場所のすぐ前方に設けるものでないこと。

ハ 船橋の前面に設ける窓の下端は、前方の水面の視認を妨げず、かつ、できる限り低い位置にあること。

ニ 船橋の前面に設ける窓の上端は、荒天状態で船舶が縦揺れした状態であっても、監視場所から前方の水平線が視認できる位置にあること。

ホ 船橋の前面に設ける窓の上面は、外側に十度以上二十五度以下傾斜していること。

ヘ 前号イ及びロに掲げる要件

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年四月二七日国土交通省告示第四九九号） 抄
（施行期日）

第一条 この告示は、平成十八年七月一日(次条において「施行日」という。)から施行する。

（船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて国際航海に従事しない総トン数五百トン未満の船舶又は総トン数五百トン以上の船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号に掲げるものにあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。)であるものについては、第一条の規定による改正後の船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示第二条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以後に主要な変更又は改造を行う船舶については、当該変更又は改造後は、この限りでない。

改正文 （平成二一年四月二七日国土交通省告示第四八七号） 抄
船舶設備規程の一部を改正する省令(平成二十一年国土交通省令第三十一号)の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二一年四月二七日）

附 則 （平成二二年六月一八日国土交通省告示第六六八号） 抄
（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十二年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 （平成二七年一二月二二日国土交通省告示第一二二〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十八年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

（船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（第五条第一項第一号を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附 則 （平成二八年一二月二六日国土交通省告示第一四四〇号）
（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示第三条第三項の規定は、適用しない。

- 2 現存船については、この告示による改正後の船体及び排水設備の材料の要件を定める告示、船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示、船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示、船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（第三条第三項及び第十二条の規定を除く。）及び船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年一月一日以後最初に行われる定期検査、第一種中間検査又は第二種中間検査（船舶安全法施行規則第二十五条第三項の準備を行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例によることができる。
- 3 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。